

# 令和7年度インド・ネパール人材マッチング機会創出事業企画提案仕様書

## 第1 適用

本仕様書は「令和7年度インド・ネパール人材マッチング機会創出事業」の企画提案に適用する。

## 第2 事業の目的

人口減少や少子高齢化による人手不足の影響を受ける県内企業の人材採用を支援するため、本事業では、インド、ネパールの大学、大学院等を卒業、あるいは卒業見込みの高度人材と県内企業とのマッチングを支援する（就職面接会）。

また、外国人材に関心があるが、採用経験が乏しい県内企業の就職面接会への参加促進と採用後の定着を図るため、外国人材の採用を検討している県内企業と、外国人材の雇用経験がある企業との意見交換会を行う（外国人材に対する理解促進）。

目的	目指す姿
①海外高度人材の活躍を支援する。	・インド、ネパールの海外高度人材に、本県で働くことの魅力を発信し、県内企業への関心を高める。 ・海外高度人材が県内企業で活躍する。
②県内企業による海外高度人材の受入れを支援する。	・県内企業が、海外高度人材の活躍事例、受入れノウハウを理解する。 ・県内企業が、海外高度人材を温かく迎え、基幹人材として育成する。

## 第3 これまでの経緯

### (1) 就職面接会

【令和4、5年度】

- ・1ヶ国（インド）において就職面接会をオンラインで開催した。

【令和6年度】

- ・2ヶ国（インド、ネパール）において、就職面接会を開催した。インドについては、県内の会場で、海外在住者とはオンラインで、県内在住者とは対面で実施した。ネパールについては、現地で開催した。

### (2) 外国人材に対する理解促進

【令和6年度】

- ・外国人材の採用を検討している県内企業の担当者が、外国人材の雇用経験が豊富な県内企業2社を訪問し、意見交換会を1回開催した。

## 第4 令和7年度開催方針

- ・ 就職面接会は、県内会場での開催（海外在住者とはオンライン、県内在住者とは対面で面接）を原則とする。
- ・ 外国人材に関心があるが、採用経験が乏しい県内企業の就職面接会への参加促進と採用後の定着を図るため、外国人材の採用を検討している県内企業と、外国人材の雇用経験がある企業との意見交換会を行う。
- ・ 面接会への参加企業の中には、海外の高度人材をはじめ採用する企業もあることから、関係法令の遵守、異文化理解（宗教や文化習慣の尊重・配慮）、高度人材の在留資格、求人票やキャリアプランの作成、面接時の適切な質問項目、内定者の在留資格申請やビザ取得手続、航空券の予約から入国前後の手続等を説明した上で、随時相談に応じ、企業側の理解を促すこと。
- ・ 参加企業の求めに応じ、現地で日本語学習機会の提供や適正な行政書士等を紹介すること。
- ・ スムーズな運営を図るため、必要に応じて県と協議のうえ、県と友好関係にあるインド・グジャラート州等の現地協力者と調整を行う必要があること。
- ・ できるだけ多くの求職者に面接機会を与えるため、原則として求職者1人に対し、2社程度までの紹介とすること。

第5 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

第6 事業目標

静岡県内企業への高度人材の内定者数 25人以上

第7 事業内容

(1) 就職面接会

実施事項	提案事項									
<p><b>【企業向け説明会の参加企業募集】</b></p> <p>○架電、メール、FAX等による広報の他、効果的な募集方法を提案すること。                      (例) 専任の広報担当者を県内に配置する。                      ○多様な業種の企業から参加を募る効果的な募集方法を提案すること。                      &lt;目標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>社数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インド</td> <td>30社以上</td> </tr> <tr> <td>ネパール</td> <td>30社以上</td> </tr> </tbody> </table>	国名	社数	インド	30社以上	ネパール	30社以上	<p>①企業向け説明会の参加企業の募集方法</p>			
国名	社数									
インド	30社以上									
ネパール	30社以上									
<p><b>【企業向け説明会の開催】</b></p> <p>○主な説明事項は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的、スケジュール</li> <li>・在留資格（「技術・人文知識・国際業務」等）</li> <li>・採用のポイント、開催国の文化事情</li> <li>・高度人材の受入れ優良事例、地域共生事例 等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○各国の面接会開催の日程を踏まえ、説明会開催の日程を提示した上で、効果的な開催方法及び内容を提案すること。                      (例) 各国の面接会開催日の3～4ヶ月前に、オンラインで実施する。                      事例紹介に外国人雇用で先進的な県内企業が登壇する。                      &lt;目標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インド</td> <td>1回以上</td> </tr> <tr> <td>ネパール</td> <td>1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的、スケジュール</li> <li>・在留資格（「技術・人文知識・国際業務」等）</li> <li>・採用のポイント、開催国の文化事情</li> <li>・高度人材の受入れ優良事例、地域共生事例 等</li> </ul>	国名	回数	インド	1回以上	ネパール	1回以上	<p>②企業向け説明会の開催方法及び内容</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的、スケジュール</li> <li>・在留資格（「技術・人文知識・国際業務」等）</li> <li>・採用のポイント、開催国の文化事情</li> <li>・高度人材の受入れ優良事例、地域共生事例 等</li> </ul>										
国名	回数									
インド	1回以上									
ネパール	1回以上									
<p><b>【現地学生への企業説明会の開催】</b></p> <p>○面接会開催に先立ち、県と友好関係にあるインド、ネパールの大学（グジャラート大学（インド）、トリブバン大学（ネパール）を想定）で実施する学生向け企業説明会の効果的な実施方法を提案すること（各大学との連絡調整に際しては、県も支援を行う）。                      &lt;開催日程（予定）&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>日程</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インド</td> <td>2025年8～9月</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>ネパール</td> <td>2025年8～9月</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※具体的な開催日程は、県と協議の上、決定するものとするが、学生が本事業への申込みを検討するための十分な期間を確保できる時期の開催が望ましい。</p>	国名	日程	回数	インド	2025年8～9月	1回	ネパール	2025年8～9月	1回	<p>③現地学生向け企業説明会の開催方法及び内容</p>
国名	日程	回数								
インド	2025年8～9月	1回								
ネパール	2025年8～9月	1回								

<p><b>【就職面接会の参加企業募集】</b></p> <p>&lt;目標&gt;</p> <table border="1" data-bbox="145 241 679 353"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>社数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インド</td> <td>15社以上</td> </tr> <tr> <td>ネパール</td> <td>15社以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○架電、メール、FAX等による広報の他、効果的な募集方法を提案すること。  (例) 専任の広報担当者を配置する。  ○企業からの参加申込にあたり、参加条件を満たすことを確認し、県で用意する確認書の徴取に協力すること。</p> <p>&lt;参加条件(予定)&gt;</p> <table border="1" data-bbox="145 607 1074 1155"> <tbody> <tr><td>1 静岡県又は山梨県に事業所があること</td></tr> <tr><td>2 原則、最初の勤務地を各県内の事業所とすること</td></tr> <tr><td>3 採用にあたり学歴や経歴が同様の日本人と同等以上の待遇とすること</td></tr> <tr><td>4 労働者及び生活者としての権利を侵害しないこと</td></tr> <tr><td>5 内定者の母国の文化・習慣や宗教等を尊重し、配慮すること</td></tr> <tr><td>6 内定者の日本における行政手続き、住居確保や銀行口座開設等の生活立ち上げを支援すること</td></tr> <tr><td>7 内定者の在留資格取得や渡航費等の来日に係る費用を負担すること</td></tr> <tr><td>8 内定者の来日前・後の日本語学習を支援すること</td></tr> <tr><td>9 日本での地域生活に対するサポート体制を構築すること</td></tr> <tr><td>10 県が、外国人の就業状況等の確認のために訪問する際には、協力すること</td></tr> <tr><td>11 県が本事業で取得した内定者に係る情報(内定辞退、担当業務や退職等の就業状況)について、当年度以降も県が実施する関連事業において、事業受託者と情報を共有することを承諾すること</td></tr> </tbody> </table>	国名	社数	インド	15社以上	ネパール	15社以上	1 静岡県又は山梨県に事業所があること	2 原則、最初の勤務地を各県内の事業所とすること	3 採用にあたり学歴や経歴が同様の日本人と同等以上の待遇とすること	4 労働者及び生活者としての権利を侵害しないこと	5 内定者の母国の文化・習慣や宗教等を尊重し、配慮すること	6 内定者の日本における行政手続き、住居確保や銀行口座開設等の生活立ち上げを支援すること	7 内定者の在留資格取得や渡航費等の来日に係る費用を負担すること	8 内定者の来日前・後の日本語学習を支援すること	9 日本での地域生活に対するサポート体制を構築すること	10 県が、外国人の就業状況等の確認のために訪問する際には、協力すること	11 県が本事業で取得した内定者に係る情報(内定辞退、担当業務や退職等の就業状況)について、当年度以降も県が実施する関連事業において、事業受託者と情報を共有することを承諾すること	<p>④就職面接会の参加企業の募集方法</p>
国名	社数																	
インド	15社以上																	
ネパール	15社以上																	
1 静岡県又は山梨県に事業所があること																		
2 原則、最初の勤務地を各県内の事業所とすること																		
3 採用にあたり学歴や経歴が同様の日本人と同等以上の待遇とすること																		
4 労働者及び生活者としての権利を侵害しないこと																		
5 内定者の母国の文化・習慣や宗教等を尊重し、配慮すること																		
6 内定者の日本における行政手続き、住居確保や銀行口座開設等の生活立ち上げを支援すること																		
7 内定者の在留資格取得や渡航費等の来日に係る費用を負担すること																		
8 内定者の来日前・後の日本語学習を支援すること																		
9 日本での地域生活に対するサポート体制を構築すること																		
10 県が、外国人の就業状況等の確認のために訪問する際には、協力すること																		
11 県が本事業で取得した内定者に係る情報(内定辞退、担当業務や退職等の就業状況)について、当年度以降も県が実施する関連事業において、事業受託者と情報を共有することを承諾すること																		
<p><b>【現地求職者(学生、社会人)の募集】</b></p> <p>&lt;目標(事前登録者数)&gt;</p> <table border="1" data-bbox="145 1279 708 1391"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インド</td> <td>300人以上</td> </tr> <tr> <td>ネパール</td> <td>300人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○各国共通の募集方法及び、現地の事情に即した国別の効果的な募集方法(特に理系人材の募集について)を提案すること。  ○募集にあたり、各国で連携可能な現地機関(大学、大使館、現地政府等)を具体的に提示すること。また、提示した現地機関と連携した効果的な広報手段を提案すること。  ○各国の求職者事情を踏まえ、効果的な募集期間を提案すること。</p>	国名	人数	インド	300人以上	ネパール	300人以上	<p>⑤就職面接会の現地求職者の募集方法</p>											
国名	人数																	
インド	300人以上																	
ネパール	300人以上																	
<p><b>【参加企業と求職者の事前調整】</b></p> <p>○事前登録のあった求職者の専攻や日本語能力、希望職種を確認し、求人に近い人材を参加企業に提供する(スクリーニング)。  ○参加企業が事前に面接する求職者の情報を確認できる期間を設けること。</p>	<p>⑥内定者数を増やすための事前調整(スクリーニング、企業向けガイダンス)の実施方法</p>																	

<p><b>【就職面接会の開催】</b></p> <p>&lt;開催地（予定）&gt;</p> <table border="1" data-bbox="145 241 903 389"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>場所</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インド</td> <td>県内</td> <td>2回以上</td> </tr> <tr> <td>ネパール</td> <td>県内</td> <td>2回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※具体的な開催場所は、県内各地の企業の利便性を考慮し、県と協議の上、決定する。  ※回数については、「1日または連続した2日以上で開催」を1回とする。  （例：「連続した金土の2日間での開催」を1回とカウント）  ※面接会は、インド、ネパールを分けて開催すること。</p> <p>&lt;開催日程（予定）&gt;</p> <table border="1" data-bbox="145 622 987 770"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>日程（1回目）</th> <th>日程（2回目以降）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インド</td> <td>2025年11月</td> <td>2025年12月以降</td> </tr> <tr> <td>ネパール</td> <td>2025年11月</td> <td>2025年12月以降</td> </tr> </tbody> </table> <p>※具体的な開催日程は、県と協議の上、決定する。  ○開催会場は、交通の利便性等を考慮したうえで、県と協議して決定する。  ○面接会開催にあたり、主な付随業務は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="145 880 1064 954"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場予約及び設営</li> <li>・面接会の運営、トラブル発生時の対応 等</li> </ul> </td> </tr> </table>	国名	場所	回数	インド	県内	2回以上	ネパール	県内	2回以上	国名	日程（1回目）	日程（2回目以降）	インド	2025年11月	2025年12月以降	ネパール	2025年11月	2025年12月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場予約及び設営</li> <li>・面接会の運営、トラブル発生時の対応 等</li> </ul>	<p>⑦就職面接会の開催方法</p>
国名	場所	回数																		
インド	県内	2回以上																		
ネパール	県内	2回以上																		
国名	日程（1回目）	日程（2回目以降）																		
インド	2025年11月	2025年12月以降																		
ネパール	2025年11月	2025年12月以降																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場予約及び設営</li> <li>・面接会の運営、トラブル発生時の対応 等</li> </ul>																				
<p><b>【内定者のフォローアップ（過年度内定者含む）】</b></p> <p>○各国の面接会終了後、参加企業の選考状況を確認すること。  ○内定者の入国に向けた手続きの進捗状況及び、入国後の就業状況等を定期的に確認すること。また、この現況確認の実施方法を提案すること。  ○内定者の入国から定着、地域共生のために提供できる具体的な支援内容を提案すること。</p>	<p>⑧内定者の現況確認の実施方法  ⑨内定者の入国から定着、地域共生に向けた支援内容</p>																			

(2) 外国人材に対する理解促進

実施事項	提案事項	
<p><b>【参加企業募集】</b></p> <p>○架電、メール、FAX等による広報の他、効果的な募集方法を提案すること。  （例）専任の広報担当者を県内に配置する。  ○県内各地の多様な業種の企業から参加を募る効果的な募集方法を提案すること。  ※参加企業の目標数は、15社以上とする。</p>	<p>①参加企業の募集方法</p>	
<p><b>【意見交換会の開催】</b></p> <p>○意見交換会の主な内容は以下のとおり（進行は受託者が担当）。</p> <table border="1" data-bbox="145 1756 1018 1904"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人材の採用経験が豊富な企業の担当者との意見交換</li> <li>・外国人材の採用経験が豊富な企業の外国人従業員との意見交換</li> <li>・就職面接会事業の案内</li> <li>・質疑応答 等</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>○各国の面接会開催の日程を踏まえ、県内各地の企業が参加しやすく、面接会への参加促進につながるような、効果的な開催方法及び内容を提案すること。  ※開催回数は、1回以上とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人材の採用経験が豊富な企業の担当者との意見交換</li> <li>・外国人材の採用経験が豊富な企業の外国人従業員との意見交換</li> <li>・就職面接会事業の案内</li> <li>・質疑応答 等</li> </ul>	<p>②意見交換会の開催方法及び内容</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人材の採用経験が豊富な企業の担当者との意見交換</li> <li>・外国人材の採用経験が豊富な企業の外国人従業員との意見交換</li> <li>・就職面接会事業の案内</li> <li>・質疑応答 等</li> </ul>		

<b>【参加者のフォローアップ】</b> ○意見交換会終了後、参加企業の就職面接会への参加促進を図り、参加状況を確認すること。	③参加者の就職面接会への参加促進・参加状況確認の実施方法
--	------------------------------

(3) その他

実施事項	提案事項
・参加企業及び静岡県が国内、海外の法令に違反しないための対応	①業務を遂行できる実施体制 ②適切な経費計算  静岡県の人材の需給状況を踏まえた、独自の提案

第8 事業実施体制

- ・事業の円滑化のため事業全体の運営体制、緊急時の対応を決定し、県に報告するとともに、常にこの体制が機能するように努めること。
- ・業務委託の統括や県との連絡、事務調整を行う統括責任者を1人配置すること。
- ・やむを得ない事情により体制が変更となった場合には、速やかに書面で県に報告すること。
- ・定期的に県へ進捗状況の報告を行うとともに、随時必要な指示を受けること。
- ・委託業務終了後、速やかに活動報告及び活動実績を取りまとめて県に報告すること。
- ・受託者は、当業務と併せて委託業務以外の営業行為を行ってはならない。
- ・受託者は必要に応じて業務の一部を再委託できるものとするが、その場合は、事前に県と協議し同意を得ること。
- ・当該事業の実施や運営において、県及び参加企業が、日本国内や開催国の法令に違反することがないように事前に調査し、対応しておくこと。
- ・参加者の安全・健康に十分配慮すること。
- ・関係団体等と連携し効果的・効率的に業務を行うこと。

第9 経費の負担区分

(1) 就職面接会

委託事業者の負担	参加企業の負担
・企業向け説明会の会場費、講師謝金及び交通費 ・就職面接会の会場費、参加企業ブース代 ・面接の通訳配置に係る費用 ・オンラインでの面接実施のための通信機器の手配、通信環境の整備に係る費用	・会場までの交通費 ・内定者の日本渡航にかかる赴任旅費 ・内定者の在留資格手続きに係る費用 ・来日までの内定者の現地日本語学習費用

※内定者に日本渡航に係る赴任旅費及び在留資格手続きに係る費用を負担させることは一切認めない。業務の一部を再委託した場合、再委託先についても同様とする。

(2) 外国人材に対する理解促進

委託事業者の負担	参加企業の負担
・意見交換会の会場費 ・参加者の移動費（バス等の手配費用（集合場所→意見交換会場→解散場所））	・集合場所までの交通費 ・解散場所からの交通費 ・昼食代

第10 その他

この仕様書に定めのない事項が発生した際は、必ず県に対処方法を確認するとともに、疑義が生じた場合は、県と受託者の双方で協議して対応するものとする。

## 第11 秘密の保持及び個人情報の保護

### 1 秘密の保持

- ・ 県は、受託事業者から県に提出された企画提案書等は、委託業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- ・ 受託事業者は、委託業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・ 受託事業者は、委託業務で知り得た業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

### 2 個人情報の保護

- ・ 受託事業者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。